

第二百回 参議院 憲法審査会 會議録 第二一號

令和元年十二月九日(月曜日)
午後三時四十一分開会

委員の異動

十月七日

辞任

伊波 洋一君

補欠選任

高良 鉄美君

出席者は左のとおり。

会長 林 芳正君
幹事 石井 準一君
石井 正弘君
磯崎 仁彦君
西田 昌司君
鉢呂 吉雄君
増子 輝彦君
西田 実仁君
松沢 成文君
山添 拓君

委員

赤池 誠章君
有村 治子君
宇都 隆史君
岡田 広君
片山さつき君
古賀友一郎君
上月 良祐君
佐藤 正久君
中曾根弘文君
野上浩太郎君
古川 俊治君
堀井 巖君
舞立 昇治君
元榮太一郎君

事務局側

憲法審査会事務局長 岡留 康文君

山下 雄平君
山谷えり子君
小西 洋之君
田村 まみ君
徳永 エリ君
長浜 博行君
白 眞勲君
福島みずほ君
福山 哲郎君
森 ゆうこ君
矢田わか子君
伊藤 孝江君
矢倉 克夫君
安江 伸夫君
山本 香苗君
浅田 均君
東 徹君
吉良よし子君
山下 芳生君
高良 鉄美君

本日の会議に付した案件

- 憲法審査会における改正内容の審議促進を求めらるることに關する請願(第一七号外二五件)
- 立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに關する請願(第五〇号外三件)
- 憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに關する請願(第五六号外一七件)
- 日本国憲法を守り、いかすことに關する請願(第二五三号)
- 憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに關する請願(第二八三号)

る請願(第二八三号)

○会長(林芳正君) ただいまから憲法審査会を開会いたします。

これより請願の審査を行います。第一七号憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに關する請願外四十九件を議題といたします。

本審査会に付託されております請願は、お手元に配付の付託請願一覧のとおりでございます。これらの請願につきましては、幹事会において協議の結果、いずれも保留とすることになりました。以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○会長(林芳正君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時四十二分散会

十月十八日日本審査会に左の案件が付託された。

- 一、憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに關する請願(第一七号)(第一八号)(第一九号)(第二六号)(第二七号)(第四四号)
- 一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに關する請願(第五〇号)
- 一、憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに關する請願(第五一号)

第一七号 令和元年十月四日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに關する請願

請願者 さいたま市 吉田弘
紹介議員 関口 昌一君

国民投票法が与野党合意の下で制定されてから十年以上が経過した。各党は、憲法に関して改正案を含めた党の見解を明らかにしているが、憲法審査会ではその改正内容はほとんど議論されていない。憲法審査会は、国会法第百二条の六において「日本国憲法及び日本国憲法に密接に關連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の發議又は国民投票に關する法律案等を審査する」と規定されている。しかし、衆参両院共に憲法審査会において改正内容の實質審議は行われていない。これは極めて異常なことである。憲法審査会において、改正の是非について具体的に審議することを求める。

一、憲法審査会を定例開催し、憲法改正の是非について各党の立場を明らかにし、具体的に改正内容の審議を進めること。

第一八号 令和元年十月四日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに關する請願
請願者 和歌山市 笹本昌克
紹介議員 世耕 弘成君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一九号 令和元年十月四日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに關する請願
請願者 青森県三沢市 野坂篤司 外八名
紹介議員 佐藤 正久君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二十六号 令和元年十月七日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願

請願者 兵庫県南あわじ市 永田秀一
紹介議員 末松 信介君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二十七号 令和元年十月七日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願

請願者 和歌山県田辺市 長澤好晃
紹介議員 鶴保 庸介君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第四十四号 令和元年十月八日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願

請願者 仙台市 石川光次郎 外九名
紹介議員 高階恵美子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第五〇号 令和元年十月九日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか
すことに関する請願

請願者 東京都大田区 菅野哲男 外十一
名
紹介議員 吉良よし子君

二〇一五年九月に参議院で強行採決され成立し
た平和安全保障関連法は、憲法第九条が禁じる国
際紛争解決のための武力行使を可能とするもの
で、憲法違反であることは明らかである。した
がつて、平和安全の名にかかわらず、その内容は
紛れもなく戦争法である。また、憲法解釈を百八
十度覆した閣議決定に基づいた違憲の立法は、内
閣と国会による立憲主義の否定であり、断じて認
めることはできない。この戦争法が発動されれ
ば、日本は海外で戦争する国になり、自衛隊は海
外で殺し殺されることになり、日本自体が武力紛
争の当事者となつて、平和安全とは全く逆の事態

を招くことになる。戦争法に対しては、国会審議
の段階で、憲法の専門家を始め、様々な分野の
人々から反対の声が上ががり、世論調査でも八割が
政府の説明は不十分と答えていた。全国の人々の
強い反対の声を国会内の数の力で踏みじった採
決は、主権在民と民主主義を壊す暴挙であり、正
当性を欠くものである。
ついでに、次の事項について実現を図られた
い。
一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守
り、いかすこと。

第五一号 令和元年十月十日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求め
ることに関する請願

請願者 青森県三沢市 天野淑夫 外九名
紹介議員 宇都 隆史君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

十月二十五日日本審査会に左の案件が付託された。
一、憲法審査会における改正内容の審議促進を
求めることに関する請願(第五五号)

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民
主主義をいかす政治の実現を求めることに関
する請願(第五六号)

一、憲法審査会における改正内容の審議促進を
求めることに関する請願(第五八号)(第六三
号)

第五五号 令和元年十月十一日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求め
ることに関する請願

請願者 熊本市 木村仁
紹介議員 小川 克巳君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第五六号 令和元年十月十一日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義

をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 東京都北区 佐藤正子 外七十三
名

紹介議員 吉良よし子君
二〇一七年五月三日、安倍晋三首相は、突然、
「新たに憲法第九条に自衛隊の存在を書き込む」
「二〇二〇年に新憲法施行を目指す」と述べた。こ
の発言を受けて、改憲への動きが急速に強まって
いる。戦後七十年以上わたって日本が海外で戦
争をしてこなかった大きな力は、憲法九条の存
在と市民の粘り強い運動であった。今、九条を
変えたり、新たな文言を付け加えたりする必要は
全くない。日本が再び海外で戦争する国になるの
は御免である。安倍首相らによる憲法九条など
の改悪に反対し、日本国憲法の民主主義、基本
人権の尊重、平和主義の諸原則がいかされる政
治を求める。

ついでに、次の事項について実現を図られた
い。
一、憲法九条を変えないこと。
二、憲法の平和、人権、民主主義がいかされる政
治を実現すること。

第五八号 令和元年十月十六日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求め
ることに関する請願

請願者 熊本市 片岡正憲
紹介議員 宮崎 雅夫君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第六三三号 令和元年十月十七日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求め
ることに関する請願

請願者 仙台市 渡辺勝幸 外十六名
紹介議員 和田 政宗君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

十一月一日日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法審査会における改正内容の審議促進を
求めることに関する請願(第一〇六号)(第一
〇七号)(第一〇八号)

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民
主主義をいかす政治の実現を求めることに関
する請願(第一〇九号)

一、憲法審査会における改正内容の審議促進を
求めることに関する請願(第一一二号)

第一〇六号 令和元年十月十八日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求め
ることに関する請願

請願者 熊本県合志市 多久善郎
紹介議員 進藤金日子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一〇七号 令和元年十月二十一日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求め
ることに関する請願

請願者 熊本市 川口英徳
紹介議員 藤木 眞也君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一〇八号 令和元年十月二十一日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求め
ることに関する請願

請願者 さいたま市 中島隆一
紹介議員 古川 俊治君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一〇九号 令和元年十月二十一日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義
をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都大田区 澤田公子 外二十
百三十一名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第一一二号 令和元年十月二十三日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

請願者 広島市 蓼征成 外百十六名
紹介議員 河井あんり君

十一月八日日本審査会に左の案件が付託された。
一、憲法審査会における改正内容の審議促進を
求めることに関する請願(第一五〇号)(第一
五一号)(第一六八号)(第一六九号)

第一五〇号 令和元年十月三十日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求め
ることに請願する請願

請願者 熊本市 諸熊由美
紹介議員 本田 顕子君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一五一号 令和元年十月三十日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求め
ることに請願する請願

請願者 福島県いわき市 坂本竜太郎 外
七十名
紹介議員 森 まさこ君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一六八号 令和元年十月三十一日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求め
ることに請願する請願

請願者 熊本市 青山定聖
紹介議員 藤末 健三君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一六九号 令和元年十月三十一日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求め
ることに請願する請願

請願者 福島県いわき市 金土重順 外九
名

紹介議員 森 まさこ君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

十一月十五日日本審査会に左の案件が付託された。
一、憲法審査会における改正内容の審議促進を
求めることに関する請願(第二五〇号)

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守
り、いかすことに関する請願(第二五一号)

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民
主主義をいかす政治の実現を求めることに関
する請願(第二五二号)

一、日本国憲法を守り、いかすことに関する請
願(第二五三号)

第二五〇号 令和元年十一月六日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求め
ることに請願する請願

請願者 大阪市 永井昭子 外十六名
紹介議員 高木かおり君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二五一号 令和元年十一月六日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、い
かすことに関する請願

請願者 高知市 山西廣子 外三名
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二五〇号と同じである。

第二五二号 令和元年十一月六日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義
をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 福井県吉田郡永平寺町 岩佐百合
菜 外二百五十五名
紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第二五〇号と同じである。
第二五三号 令和元年十一月六日受理
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市 清水夢月 外三
百二十一名
紹介議員 吉良よし子君

安倍晋三首相は、二〇一七年五月三日に二〇二
〇年までに憲法を改正し、自衛隊を明記すると発
言した。憲法第九十九条では憲法尊重擁護の義務
を定めており、首相の発言は憲法に違反するもの
であることは明らかである。この間、秘密保護
法、戦争法、国税通則法、共謀罪などが強行成立
させられてきた。国税通則法に盛り込まれた煽動
罪は、かつて国税犯則取締法の罰則として規定さ
れ、税制・税務行政への批判を取り締まる弾圧法
規として悪用されてきたものである。これらの法
律は憲法に反しており、法律の専門家や戦争する
国づくりに反対し、立憲主義回復、個人の尊厳を
守れと声を上げる多くの人々が廃止を求めている
。今、中小業者・国民の多くが望んでいるのは、
安心して暮らし、営業することができる社会
である。日本国憲法の国民主権、平和主義、個人
の尊厳という基本理念が守りいかされる社会の実
現こそ、貧困や格差、戦争をなくし、国際平和へ
大きく貢献できる唯一の道である。

十一月二十二日日本審査会に左の案件が付託され
た。

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守
り、いかすことに関する請願(第二七九号)

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民
主主義をいかす政治の実現を求めることに関
する請願(第二八二号)

一、憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに
関する請願(第二八三号)

一、憲法審査会における改正内容の審議促進を
求めることに関する請願(第三三三号)

第二七九号 令和元年十一月十二日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、い
かすことに関する請願

請願者 埼玉県八潮市 松村明 外四十七
名
紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第二五〇号と同じである。

第二八二号 令和元年十一月十三日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義
をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 埼玉県久喜市 麻生伸子 外十三
百四十名
紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第二五〇号と同じである。

第二八三号 令和元年十一月十三日受理
憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに請願
する請願

請願者 埼玉県幸手市 木口三吉 外九名
紹介議員 伊藤 岳君

日本国憲法は、おびただしい犠牲を強いた戦争
への反省から平和と民主主義の願いを込めて作ら
れた。取り分け、戦争の放棄を定めた第九十九条は、
戦争のない世界を目指す世界の流れの先駆けとし
て人類の価値を持っている。しかし、今、アメリ
カに従って戦争をできる国にしようとする憲法第九
条を変えようとする動きが公然と強まっている。日
本がなすべきことは、憲法の平和原則を日本と世
界の平和に役立てることである。

十一月二十二日日本審査会に左の案件が付託され
た。

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守
り、いかすことに関する請願(第二七九号)

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民
主主義をいかす政治の実現を求めることに関
する請願(第二八二号)

一、憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに
関する請願(第二八三号)

一、憲法審査会における改正内容の審議促進を
求めることに関する請願(第三三三号)

紹介議員 浅田 均君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

十二月四日日本審査会に左の案件が付託された。

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第五六四号)

一、憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願(第六〇二号)

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願(第六〇三号)(第六〇四号)(第六〇五号)(第六〇六号)(第六〇七号)(第六〇八号)(第六〇九号)(第六一〇号)(第六一一号)(第六一二号)(第六一三号)(第六一四号)(第六一五号)

一、憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願(第六一六号)

第五六四号 令和元年十一月二十七日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 滋賀県甲賀市 木村敏雄 外百十七名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第六〇二号 令和元年十一月二十八日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願
一、請願者 宮崎市 小倉和彦 外四十六名
紹介議員 長峯 誠君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第六〇三号 令和元年十一月二十八日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 大阪府南河内郡早赤阪村 藤田 祐子 外三千七百五名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第六〇四号 令和元年十一月二十八日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 大阪府泉大津市 羽者家久美子 外三千七百三名
紹介議員 伊藤 岳君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第六〇五号 令和元年十一月二十八日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 大阪府貝塚市 藤原香子 外三千七百三名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第六〇六号 令和元年十一月二十八日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 大阪府貝塚市 青淵徹 外三千七百三名
紹介議員 岩淵 友君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第六〇七号 令和元年十一月二十八日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 大阪府大阪狭山市 安田明日香 外三千七百三名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第六〇八号 令和元年十一月二十八日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 東京都葛飾区 藤本訓子 外三千七百三名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第六〇九号 令和元年十一月二十八日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 京都府宇治市 武田寿美江 外三千七百三名
紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第六一〇号 令和元年十一月二十八日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 川崎市 田中由美 外三千七百三名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第六一一号 令和元年十一月二十八日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 川崎市 吉田有紀 外三千七百三名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第六一二号 令和元年十一月二十八日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 横浜市 鷲崎仁久 外三千七百三名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第六一三号 令和元年十一月二十八日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 福井市 金岡正和 外三名

第六一四号 令和元年十一月二十八日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 大阪府富田林市 奥野潤 外三千七百三名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第六一五号 令和元年十一月二十八日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 堺市 小塚益代 外三千七百三名
紹介議員 山添 拓君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第六一六号 令和元年十一月二十八日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願
請願者 富山市 梅野守雄 外九名
紹介議員 野上浩太郎君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

十二月五日日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願(第六九六号)(第七二七号)(第七七三三号)(第七七四号)

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願(第七七五号)

請願者 堺市 中村命 外三千七百三名
紹介議員 武田 良介君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第六一四号 令和元年十一月二十八日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 大阪府富田林市 奥野潤 外三千七百三名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第六一五号 令和元年十一月二十八日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 堺市 小塚益代 外三千七百三名
紹介議員 山添 拓君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第六一六号 令和元年十一月二十八日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願
請願者 富山市 梅野守雄 外九名
紹介議員 野上浩太郎君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

十二月五日日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願(第六九六号)(第七二七号)(第七七三三号)(第七七四号)

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願(第七七五号)

第六九六号 令和元年十一月二十九日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願
請願者 福井市 金岡正和 外三名

紹介議員 滝波 宏文君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第七七二号 令和元年十二月二日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求める

ことに関する請願

請願者 新潟県上越市 齋京四郎

紹介議員 水落 敏栄君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第七七三号 令和元年十二月二日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求める

ことに関する請願

請願者 愛媛県西条市 越智敏雄

紹介議員 山本 順三君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第七七四号 令和元年十二月二日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求める

ことに関する請願

請願者 神戸市 三木英一 外十九名

紹介議員 梅村 聡君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第七七五号 令和元年十二月二日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義

をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都板橋区 寺田茂 外七百四

十名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。